国立大学法人電気通信大学運営費交付金債務及び授業料債務の収益化 等に関する要項

> 平成16年 4月 1日 改正 平成21年 5月19日 平成23年 3月29日

(趣旨)

第1条 運営費交付金債務、授業料債務の収益化、運営費交付金及び授業料に係る使途の 特定については、国立大学法人会計基準によるほか、国立大学法人電気通信大学におけ る取扱いは以下のとおりとする。

(運営費交付金債務の収益化)

- 第2条 運営費交付金は、受領時において運営費交付金債務として負債計上し、業務の実施に伴い以下のいずれかの基準により収益化する取扱いとする。原則として期間進行基準によることとし、業務達成基準及び費用進行基準による場合は、その業務の予算区分毎に別途定める。ただし、固定資産取得に係る振替額を控除した額を上限とする。
 - ・期間進行基準:時の経過に伴い業務が実施されたとみなして運営費交付金債務を収 益化する基準
 - ・業務達成基準:業務の達成度に応じて運営費交付金債務を収益化する基準
 - ・費用進行基準:費用の発生額と同額の業務が実施されたとみなして運営費交付金債 務を収益化する基準

また、収益化する時期は3月末日とする。

(授業料債務の収益化)

第3条 授業料は、受領時に授業料債務として負債計上し、期間進行基準により収益化することとする。また、収益化の時期は、3月末日において授業料債務残高について行うものとする。ただし、固定資産取得に係る振替額を控除した額を上限とする。

(運営費交付金債務の繰越)

- 第4条 次の各号に該当する運営費交付金債務は、収益化を行わず運営費交付金債務として翌事業年度に繰越しするものとする。ただし、中期目標の最後の事業年度においては翌事業年度に繰り越すことなく、全額を収益に振替えなければならない。
 - (1) 年度内に取得を予定していた政府調達協定の対象となる調達等で、本学の責めによらない理由により年度を越えた場合における当該資産の調達契約額に相当する債務額
 - (2) 運営費交付金で措置された特別経費及び特殊要因経費等であらかじめ費用進行基準 又は業務達成基準により収益化を行うこととして指定されたもので当該事業年度に収 益化されなかった債務相当額。
 - (3) 業務達成基準により収益化を行う学内プロジェクト等で、翌事業年度以降に収益化を予定している債務相当額。

(運営費交付金及び授業料に係る使途の特定)

- 第5条 運営費交付金及び授業料に係る使途の特定については、次のとおりとする。
 - (1) 特別経費、特殊要因経費及び学内プロジェクト業務等については、運営費交付金により支払うこととする。
 - (2) 人件費については、外部資金(寄附金収入、受託研究等収入、受託事業等収入をいう。以下同じ。)及び補助金収入によるとするものを除き、他の経費に優先して運営費交付金により支払うこととする。
 - (3) 固定資産の取得については、外部資金、施設費、目的積立金及び補助金収入によるとするものを除き、運営費交付金及び授業料により取得したものとする。ただし、運営費交付金の充当については、前2項への充当を優先する。
 - (退職給付相当額、賞与相当額の収益化等)
- 第6条 退職給付相当額、賞与相当額の収益化等については、次のとおりとする。
 - (1) 運営費交付金を財源とする退職給付については、その支払額を限度として費用進行基準により運営費交付金債務を収益化することとする。
 - (2) 運営費交付金を財源とする賞与については、賞与の支払う年度において受領した運営費交付金により支払うこととし、支払いの前年度以前において引当金を計上しない。 運営費交付金以外の財源より支払う者については引当金を計上する。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年5月19日から施行し、平成20事業年度から適用する。 附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。